年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1	今回	のね	~ #	4. 生	の概要	ī
Ι.		מאנט	つぜん	ハマ	: U) NUT - S	÷

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係 3件

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(以下「申立事業所」という。)における資格喪失日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月31日から同年11月1日まで 私が申立事業所を退職したのは、雇用保険の離職日と同じ平成9年10月 31日であるにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、同日 とされている。

平成9年10月の厚生年金保険料が給与から控除されていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立事業所に係る雇用保険の離職票に記載された離職日及び申立人が申立期間において勤務していたとする申立事業所の元事業主の回答から、申立人が当該期間において、申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを証明する資料としてB税務署が発行した「平成9年分所得税の更正通知書」を提出し、当該通知書の「社会保険料控除」の欄には、申立事業所において支給された給与から控除された申立期間を含む社会保険料等が記載されていると述べている。

このことについて検証した結果、申立人が述べているとおり、前述の通知書の社会保険料控除額については、「更正前の額」及び「更正後の額」の欄のいずれにも申立事業所における申立期間の社会保険料の額とおおむね合致

する額が含まれていると推認できることから、申立人は、当該期間に係る厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の申立事業所における平成9年9月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は申立期間当時の資料を保管していないため不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成9年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年10月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州(長崎)厚生年金 事案 5364

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は30万5,000円、申立期間②は21万8,000円、申立期間③は8万6,000円、申立期間④は13万4,000円、申立期間⑤は11万5,000円、申立期間⑥は18万3,000円、申立期間⑦は16万円、申立期間⑧は22万円、申立期間⑨は17万円、申立期間⑩は21万5,000円に訂正することが必要である。なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日

- ② 平成15年12月19日
- ③ 平成16年7月20日
- ④ 平成16年12月20日
- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月20日
- ⑦ 平成18年7月20日
- ⑧ 平成18年12月20日
- ⑨ 平成19年7月20日
- ⑩ 平成19年12月20日

A社(以下「申立事業所」という。)に勤務していた期間について、標準賞与額の記録が漏れている可能性があると年金事務所から連絡を受けた。 申立期間における賞与支給明細書を所持しているので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る賞与支給明細書により、申立事業所から 申立人に対し賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から 控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、前述の賞与支給明細書から確認できる賞与額及び保険料控除額により、申立期間①は30万5,000円、申立期間②は21万8,000円、申立期間③は8万6,000円、申立期間④は13万4,000円、申立期間⑤は11万5,000円、申立期間⑥は18万3,000円、申立期間⑦は16万円、申立期間⑧は22万円、申立期間⑨は17万円、申立期間⑩は21万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主から回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して 行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ とから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を9万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月24日

A社(以下「申立事業所」という。)に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る賞与明細書の写しにより、申立人は、申立事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、前述の賞与明細書の写しから確認できる賞与額及び保険料控除額により、9万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、ほかに確認できる 関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。 また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して 行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ とから、行ったとは認められない。

九州(長崎)厚生年金 事案 5366

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和21年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を360円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支社における資格取得日に係る記録を昭和22年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義 務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

3 申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における資格取得日に係る記録を昭和39年1月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義 務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月31日から同年11月1日まで

② 昭和22年6月1日から23年8月1日まで

③ 昭和39年1月20日から同年2月1日まで

私は、大学を卒業した昭和18年にA社に入社し、休職や出向をすること もなく、59年3月に定年退職するまで継続して勤務していた。年金記録を 確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分 かったので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社が提出した社員名簿及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(A社B支店から同社E支店に 異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、申立人は申立期間①において同社B 支店に所属していたにもかかわらず、申立人に係る資格喪失届に誤った資 格喪失日を記載し社会保険事務所(当時)に提出したことを認めているこ とから、昭和21年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和21年9月の記録から、360円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失届に誤った資格喪失日を記載し社会保険事務所に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、A社が提出した社員名簿及び同社事務担当者の 回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(A社E支店から同 社C支社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か ら控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社E支店の健康保険厚生年金保険被保険者 記録が確認できる複数の同僚の被保険者記録及び同社事務担当者の回答か ら、昭和22年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、前述の社員名簿で確認できる申立人の本給から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料を保管しておらず不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間③については、雇用保険の被保険者記録、A社が提出した社員 名簿及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(A 社F支店から同社D支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社が提出した社員名簿の記載内容から、昭和39年1月20日とすることが妥当である。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社D支店に係る厚生年金保険被保険者原票における昭和 39 年2月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料を保管しておらず不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月10日

② 平成 15 年 12 月 26 日

私がA社(以下「申立事業所」という。)に勤務した期間のうち、申立期間における標準賞与額の記録が無いことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立事業所の当時の事業主は、申立人に対して 20 万円の賞与を支払い、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を賞与から控除した旨を回答している。

また、当時の事業主が提出した平成15年夏季賞与支給控除一覧には、申立人を含む複数の同僚の申立期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額が記載されており、記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額を見ると、複数の同僚が所持している賞与明細書と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も

無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立事業所の破産管財人が提出した「更正配当表 (労働債権)」、複数の同僚の金融機関の口座に係る振込記録、当該同僚 が所持する平成 15 年冬季賞与明細書などから、当該期間に係る賞与は、申 立事業所が破産宣告を受けた後の 17 年に口座振込により支払われたものと 考えられる。

一方、金融機関が提出した申立人名義の口座に係る入出金記録の平成 17 年 9 月 9 日の欄に記載された申立事業所からの振込金額は、前述の「更正配当表(労働債権)」に記載された申立人に係る配当額及び当時の事業主が提出した 15 年冬季賞与支給控除一覧の申立人の欄に記載された厚生年金保険料等を控除する前の総支給額と同額である。

このほか、申立期間②において申立人の主張する標準賞与額に基づく厚 生年金保険料を事業主により賞与から控除されたことを確認できる関連資 料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金 保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 48 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月10日

私がA社(以下「申立事業所」という。)に勤務した期間のうち、申立期間における標準賞与額の記録が無いことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の当時の事業主は、申立期間において申立人に対し 48 万 3,000 円の賞与を支払い、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を賞与から控除した 旨を回答している。

また、当時の事業主が提出した平成15年夏季賞与支給控除一覧には、申立人を含む複数の同僚の申立期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額が記載されており、記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額を見ると、複数の同僚が所持している賞与明細書と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して 行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ とから、行ったとは認められない。

申立人の申立期間に係る船員保険被保険者期間について、戦時加算該当期間として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 明治40年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月22日から20年8月30日まで

② 昭和20年10月20日から21年3月10日まで

③ 昭和21年3月10日から同年3月31日まで

私は、申立期間①については、A資料の記載に航行記録がある「B丸」、申立期間②については、C社所有の「D丸」、申立期間③については、同社所有の「E丸」にそれぞれ乗船し、戦時加算の対象となる海域を航行していた。当該期間は、F社が保管している私の人事記録に記載されているので、戦時加算の該当期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が提出した、F社が保管する申立人に係る人事記録により、申立期間①は船主名欄に旧海軍と記載された「B丸」、申立期間②は船主名欄にC社と記載された「D丸」、申立期間③は船主名欄に申立期間②と同じ表示のある「E丸」に乗船していたことを示す記載が確認できる。

戦時加算については、旧船員保険法第二十二条の二により、戦時に際し船 員保険被保険者が指定海域を主として航行する船舶に乗り組む場合に、被保 険者期間に加算されることとされており、指定海域を航行する距離及び日数 の基準が定められ、戦時加算に該当する船舶は、船舶所有者からの届出を基 に作成された戦時加算該当船舶名簿に記載されていることが必要とされてい る。

また、昭和19年7月3日厚生省保険局長通知により、海軍甲船員期間で旧船員保険の被保険者期間とみなされる期間は、戦時加算の対象とされている。

申立期間①については、戦時加算該当船舶名簿には、「B丸」という名称の船舶が記載されており、その船舶所有者名はG事業所、加算区域航行期間の始期は昭和18年5月1日と記載されている。

しかしながら、申立人の妻が前述の人事記録に記載された船舶と同じ船舶であると主張しているA資料に記載された「B丸」(船舶番号*)は、船舶原簿によればH社の所有となっており、新造による登録年月日は昭和 18 年11 月 30 日と記載されていることから、戦時加算該当船舶名簿に記載された「B丸」とは別の船舶であったと考えられる。

また、日本年金機構は、厚生労働省が保管する申立人の履歴書(軍歴)では、申立人の旧海軍における 傭人としての雇用形態が「嘱託」と記載されているため、海軍甲船員と判断することはできないと回答している。

申立期間②及び③については、日本年金機構は、戦時加算該当船舶名簿において、「D丸」及び「E丸」という名称の船舶は確認できないと回答しており、当委員会において再度の照合を行ったが、両船舶名の記載を確認することはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、戦時加算該当期間として認めることはできない。

九州(宮崎)厚生年金 事案 5370

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、共済組合員として勤務していたこと、及び 厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から同年10月1日まで

私は、A社B支店(現在は、C社D支店)において、E職の臨時職員として勤務したが、F共済組合の組合員記録及び厚生年金保険の被保険者記録のどちらの記録も確認できない。勤務していたことは間違いないので、申立期間において共済組合員又は厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

F共済組合の組合員記録を承継しているG企業年金基金が提出した申立人に係る「勤務に関する記録」により、申立人が、申立期間のうち昭和35年4月7日から同年7月31日までの期間においてはA社B支店に、同年8月1日から同年9月30日までの期間においては同社H支店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、G企業年金基金は、「申立期間のうち昭和35年4月7日から同年9月30日までの期間において、申立人は臨時職員であり、共済年金制度に加入できない雇用形態であったため、当該期間に係るF共済組合の加入記録は無い。申立人の共済組合員期間は、同年10月1日から42年4月1日までの期間である。」と回答している。

また、C社から給与・総務等の業務を受託している I 社 J 支店は、「G企業年金基金が保管する人事記録により、申立人が申立期間のうち、昭和 35 年 4月7日から同年9月30日までの期間にB 支店及びH 支店に臨時職員として勤務していたことは確認できるものの、当社には当時の資料が保管されておらず、申立人の厚生年金保険への加入状況及び厚生年金保険料の控除につい

ては不明である。」と回答している。

さらに、事業所原簿により、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年7月1日であり、当該事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、A社H支店は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録は確認できない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、共済組合員として勤務していたこと、及び厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州 (大分) 厚生年金 事案 5371

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月1日から38年2月1日まで

② 昭和38年12月26日から41年6月1日まで

③ 昭和42年8月16日から43年8月19日まで

④ 昭和56年2月1日から57年2月1日まで

私は、申立期間①について、A市B区に在ったC事業所でD職、E職として勤務していた。

申立期間②について、F社(現在は、G社) H支店に昭和38年2月に就職し、42年4月に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間③について、I社(現在は、J社)K支店に昭和42年5月に就職し、46年3月に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間④について、L社に昭和51年11月に就職し、58年6月に退職するまで継続して勤務していた。

それぞれの事業所に勤務し、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はC事業所における業務内容等について具体的に述べていることから、期間の特定はできないものの、同事業所に勤務していたことはうかがえる。

一方、C事業所は、オンライン記録により、申立期間より前の昭和32年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、C事業所及びM社N支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、C事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和32年12月1日付けで喪失し、M社N支社で同被保険者資格を同日付けで取得している複数の者に照会したところ、「昭和32年12月以降もC事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録はM社N支社となっている。」と回答していることから、申立期間当時、C事業所の従業員は、M社N支社において厚生年金保険に加入していたとみられる。

しかしながら、M社N支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間において一緒に勤務していた同僚として姓のみを挙げた4人についても、被保険者記録は確認できない。

2 申立期間②について、F社H支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者 名簿により、当該期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 複数の者に照会したが、いずれも、「申立人のことは記憶していない。」 と回答していることから、申立人が申立期間②において同社に勤務してい たことを推認することができない。

また、G社は、当時の資料は残っておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の給与からの控除等については確認できないと回答している。

3 申立期間③について、I社K支店に係る事業所別被保険者名簿により当該期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会したところ、そのうち一人が、申立人は当該期間において同社に勤務していたと回答していることから、申立人が同社同支店に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、J社が提出した、申立人に係る失業保険被保険者資格取得確認通知書(写)の資格取得年月日の欄には「430819」と、失業保険被保険者名簿(写)の資格取得年月日の欄には「8.19」と記載されていることが確認でき、これらは申立人がI社K支店において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同社同支店において再び厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と一致している。

また、J社は、申立人に係る資料は前述の確認通知書及び失業保険被保険者名簿以外は保管しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の給与からの控除等については確認できないと回答している上、前述の同僚からは、申立人の厚生年金保険の加入状況等について具体的な回答を得ることができない。

4 申立期間④について、L社が提出した申立人に係る退職者名簿(写)の 雇入欄の記載から、申立人は、当該期間のうち昭和56年12月10日から 57年2月1日までの期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録により、申立期間④の直前のL 社に係る離職日は昭和56年1月31日、次の取得日は57年2月1日と記録 されており、これらは厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが 確認できる。

また、L社は、申立人に係る資料は前述の退職者名簿以外には保管していないと回答している上、申立期間④において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は、申立人のことを記憶していないと回答していることから、当該期間における申立人の厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の給与からの控除等について確認できる関連資料等を得ることができない。

5 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。